

宇城市児童相談システム構築及び保守業務委託 仕様書

1 業務名

宇城市児童相談システム構築及び保守業務委託

2 業務の目的

2024年に施行された改正児童福祉法により、「こども家庭センター」の設置が努力義務となり、本市では「宇城市こどもセンター」を開所した。当センターを中核として子育て世帯に対する包括的な支援体制を整備することとなっており、母子保健と児童福祉の分野を横断的に支援する必要があることから、ケース記録の共有等を通じその相互連携を図る必要がある。

あわせて、児童福祉分野では児童虐待相談に対応する中で、増加する対応件数や複雑な事例に対し、より一層の対応強化が必要とされているが、現在、家庭児童相談業務においては、児童名簿や経過記録及び各種会議資料等は、エクセルや紙媒体等で管理をしている状態である。

家庭児童相談システムの導入は、情報の入力・共有等の作業においてデジタル技術を活用することで、入力業務や報告業務の負担を軽減し、相談業務の質の向上・家庭訪問やケース検討の時間を確保すること等を目指している。

情報の一元管理によりケースの進行管理を確実にを行い、継続的な支援を強化するとともに、要保護児童等の早期発見、早期対応につなげ、児童虐待の事例発生予防に取り組み、児童等相談業務の円滑で安定的な運用管理の実現を目的とする。

3 概要

(1) 適用業務のシステム範囲

適用業務のシステム範囲は、次のとおりとする。なお、各業務の機能要件は「宇城市児童相談システム機能要件書（別添1）」のとおりとする。

- ① 児童生徒等管理機能
- ② 児童生徒等相談情報管理機能
- ③ 経過記録機能
- ④ 会議情報機能
- ⑤ 検索機能
- ⑥ 統計機能

(2) 業務の範囲

本システムのサービス利用開始までの環境設定、その他移行に必要な一連の業務を範囲とする。また、次の各号に示す通りとする。

- ① 導入業務
 - ・クラウドサービスの提供。
 - ・導入システムの動作環境を確保するための既存クライアント端末環境等の整備。
 - ・エクセル等で管理しているデータから導入システムへのデータ移行。
 - ・職員向け動作研修及び操作マニュアルの提供。
- ② システム本稼働後の保守
 - ・システム本稼働後の保守については別途契約とするが、本稼働後に支障なく円滑に運用が行われるための運用設計は本業務の範囲内で行うこと。
 - ・導入後、最低5年間は継続的に安定的な使用・運用が可能であること。
常に最新のシステムが利用できるよう、年1回バージョンアップを利用料・保守料内で実施すること。

(3) 業務期間

業務期間及びシステムの稼働期間は、次の通りとする。

- ① 導入業務期間：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで。
- ② システム賃借期間：令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
- ③ システム稼働時期：令和9年3月1日から仮稼働
令和9年4月1日から本稼働
- ④ 利用者向け操作研修：対象者10名程度、仮稼働から本稼働まで半日程度1回
- ⑤ 管理者向け操作研修：対象者3名程度、仮稼働から本稼働まで半日程度1回

4 基本方針

導入システムは「令和8年度子ども・子育て支援交付金/子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金」の対象システムであること。また、信頼性の高いパッケージシステムを活用し、安定稼働を最優先にシステム構築を行い、かつ個人情報等のセキュリティ面や操作性も十分に考慮したシステムであること。

(1) 基本要件

- ① システム導入にあたっては、本市の職員と業務に精通したSE等との間で十分な協議を行えること。また、個人情報等の取扱いについては、本市の定める情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。
- ② 導入業務期間の始まりに業務体制図に導入責任者、担当SE等を明確化したものを作成し提出すること。
- ③ 処理方式については、データセンター等を活用したクラウドシステムによるサービス提供であること。

(2) システム要件

- ① 受託者が利用しやすい画面設計及びWEBシステムであること。
- ② 常に安定した動作を保証し、各画面への展開及び検索時の応答もスムーズであること。
- ③ 法律や全国的な流れに沿った標準的なシステムを基準とする。
- ④ 制度改正等による国・県帳票の変更についての対応は、保守の範囲内で実施すること。ただし、新規業務の追加等、大幅なシステム変更が生じる場合については、本市と協議の上対応について決定する。
- ⑤ ユーザーID及びパスワードにより管理し、システムを使用できるユーザーを制限できること。また、システムの処理毎に使用期限を設定することができ、ID毎に使用できる処理を設定することにより、運用の制御が行われること。
- ⑥ CSVやMicrosoftExcel形式等で出力可能な機能を有すること。
- ⑦ 全ての操作は、ログに記録されなければならない。また、記録されたログは、不正に消去・改ざんされないような仕組みを有さなければならない。さらに、アクセスログは、操作者、操作内容、アクセスされたものなどをキーとして、検索ができること。また、アクセスログは、最低5年間保存ができること。
- ⑧ バックアップ機能を有し、障害等が発生した際には、直近の状態に復旧可能であること。

(3) クラウドシステムによるサービス提供の要件

- ① クラウドシステムについてはLGWAN—ASPサービスもしくはISMAPサービスに登録されているシステムであること。
- ② システム貸借期間は原則として、24時間365日利用（点検や保守のための計画的な停止時間を除く。）できること。
- ③ データセンター等の設置場所は日本国内とし、日本国内法の適用を受けることとする。
- ④ データセンターにおける入退室の管理、セキュリティ監視、警備等のセキュリティ対策を講じること。
- ⑤ データセンターにおける災害対策（大規模地震対策、災害時の電源確保、火災、落雷、水害対策等）を講じること。
- ⑥ マシンルームにおける電源管理（無停電装置、自家発電設備等）、空調管理等のファシリティ対策を講じること。

(4) ネットワーク要件

- ① クラウドシステムに接続する際は、本市で運用している既存のLGWAN接続系回線を利用すること。また、提案するシステムを適切に利用するために新たな機器及び回線が必要な場合は見積もりに含むこと。
- ② データセンターと接続するLGWAN回線について事前に回線速度などを調査し、業務上支障がないレスポンスを維持できること。業務上支障をきたす場合は、受託者の責任において改善を行うこと。
- ③ LGWAN接続系に接続されているクライアントで運用可能であること。また、クライアントの増設・移設・更新・入れ替え等が発生した場合において追加費用を必要としないものであること。

(5) データ移行要件

- ① 現在エクセル等で管理している過去に相談のあった児童等とその家族の情報をデータ移行すること。なお、導入ベンダーが提供するExcelファイルに相談情報等を本市が入力し、導入ベンダーにて新システムへデータセットする形態でのデータ移行を実施する。

② データ移行では、秘匿性の高い情報を含む貸与資料があるため、その取扱いについては十分留意すること。

(6) データ連携要件

① 本市、住基ベンダーであるRKKCS社より提供される住基連携データの取込みを行うこと。なお、住基連携データの提供費用は本提案費用に含めない。

② 住基データ連携は、連携ID：001o005とし、家庭児童相談システムがアクセス可能な連携フォルダに住基ベンダーがデータの出力を行う。連携フォルダは、オブジェクトストレージにアクセス可能な権限を与えるか、連携サーバを用意し、連携データを格納する想定である。なお住基連携データには支援措置情報は含めない。

③ 住基データとの連携を確実に実施するため、家庭児童相談ベンダーは自治体標準化対象業務システムの提供実績を持つベンダーであることを条件とする。

(7) 職員向け操作研修の要件

① システムが円滑に運用できるよう、仮稼働期間に受託者の担当部署に対して管理者及び利用者に分けて操作研修を行うこと。

② 操作研修の際はシステム操作マニュアル及びシステム運用マニュアルを提供すること。

(8) システム賃借に関する要件

① システム本稼働後、平日（月曜から金曜）の午前8時30分から午後5時15分までの間、運用に関する問い合わせに関して速やかに対応すること。

② クラウドサービスに関する問い合わせ窓口を設け、システム運用支援、ソフトウェア保守を含め一本化すること。

③ クラウドサービス障害の復旧は原則として即時対応とし、少なくとも翌日にはシステムが正常稼働できるようにすること。

④ 保守期間中に機能等の変更が生じた場合には、マニュアルの改訂を適宜行うこと。

5 成果物

業務の完了後に業務完了届を提出すること。あわせて以下の成果物も提供すること。

(1) 業務体制図

(2) マスタースケジュール

(3) システム構成図

(4) システム操作マニュアル

(5) 打ち合わせ議事録

6 その他

(1) 本仕様書に記載ないものであっても、システムの稼働を実現する上で必要なものはすべて含めること。

(2) 打ち合わせ協議など、受託者の立ち会い等を必要とする作業は、原則として宇城市の休日を定める条例（平成17年宇城市条例第2号）で定める休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時の間で実施すること。

(3) 本仕様書に揚げるものの他、業務の履行に必要とされる一切の経費を見積金額に含めることとし、導入システムの稼働及び一連の業務が運用可能となることを保障すること。

(4) 本業務の遂行にあたり、業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。

(5) 本事業で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、市に帰属するものとする。

(6) 本業務の実施にあたり、仕様書に記載されていない等の理由で疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議の上、必要な措置を講じるものとする。